

# 次期さっぽろ障がい者プラン（障がい者計画部分）骨格案について

※ 赤字は前回部会からの修正箇所

## 1 基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

### 【考え方】

- 障害者基本法をはじめとした各種障がい者関連の法制度等との整合性をとったもの。
- これまでのさっぽろ障がい者プランや、当該プランに基づく施策との継続性を重視。
- 昨年起こった相模原市での事件を教訓に、改めて命の尊厳は障がいの有無やその重さなどに関係ないという当たり前の考えをプランの最上位に明記。

## 2 計画目標

- ①地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- ②障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ③施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- ④市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- ⑤障がいのある子どもへの支援（新設）
- ⑥障がいを理由とする差別の解消（新設）

### 【考え方】

- ①⇒共生社会の実現のためには、特に障がいのない方の障がいへの理解促進が重要であるが、市民理解がなかなか深まっていないこと。
- ②、③⇒障がい福祉計画の基本的理念と整合性をとるもの（自己決定の尊重、一元的福祉サービスの提供、地域移行等に対応したサービス基盤整備等）。また、障がいのある方の数は増えており、引き続き、サービス提供基盤の充実に努めていく。
- ④⇒厳しい財政状況の下、障がいのある方々の日々の暮らしを支援していくためには、行政の努力だけでなく、地域社会などの協力が不可欠。
- ⑤⇒自治体における計画策定義務が法律に明記されたことを踏まえたもの。
- ⑥⇒障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする差別の解消が自治体の法的な責務とされたことに対応。

## 3 施策分野構成



### 【考え方】

- 国の障害者基本計画の見直し案の考え方などを踏まえ、分野名称を変更。
- 関連する分野を中心に一部統合（11分野⇒10分野へ）
- あらゆる分野に関係したり、共通する内容が含まれたりする分野については、新たに「横断的の分野」として位置づける。

現行プランの分野構成

1 理解促進

2 生活支援

3 保健・医療

4 生活・環境

5 教育・発達支援

6 雇用・就労

7 情報・コミュニケーション

8 スポーツ・文化

9 安全・安心

10 差別の解消・権利擁護

11 行政サービスにおける配慮

横断的分野

※ 見直し後の取組例は、現行プランのものを引用。

見直し後の各分野の方向性等（イメージ）

【障がい等への理解促進】（旧分野1 理解促進）  
 ○出前講座等による啓発・広報。 ○障がい当事者の講師派遣 など

【生活環境の整備】（旧分野4 生活・環境）  
 ○グループホーム等の整備推進  
 ○やさしさと思いやりのバリアフリーの推進 など

【情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実】（旧分野7 情報・コミュニケーション）  
 ○障がいのある方の情報通信に関する支援 ○意思疎通支援事業の円滑な提供 など

【障がいを理由とする差別の解消・権利擁護】（旧分野10 差別の解消・権利擁護、11 行政サービスにおける配慮）  
 ○障害者差別解消法にかかる対応。 ○障がい者虐待防止対策等の推進  
 ○職員への障がい者理解の促進 ○障がいに配慮した情報提供 など

【暮らしの支援】（旧分野2 生活支援）  
 ○相談支援事業の充実 ○障害福祉サービスの円滑な提供 など

【保健・医療の推進】（旧分野3 保健・医療）  
 ○乳幼児検査 ○自立支援医療費の支給  
 ○精神科救急医療体制の充実 など

【教育・育成の推進】（旧分野5 教育・発達支援）  
 ○児童発達支援センターの機能充実 ○地域で学び育つための教育環境の整備 など

【雇用・就労の促進】（旧分野6 雇用・就労）  
 ○就労相談支援体制の充実 ○障がい者の就労・雇用に対する理解促進 など

【スポーツ・文化の振興】（旧分野8 スポーツ・文化）  
 ○障がい者スポーツの振興 など

【安全・安心の実現】（旧分野9 安全・安心）  
 ○災害における避難支援の仕組みづくり  
 ○障がいのある人の避難訓練などへの参加促進 など